

事務連絡  
平成30年11月21日

各 〔 都道府県  
指定都市  
中核市 〕 障害保健福祉主管部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

### 海外から短期間来日される補助犬使用者への対応について

身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）の運用につきまして、平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。

同法は、訓練事業者が良質な身体障害者補助犬（以下「補助犬」という。）の育成を行うための訓練基準、認定を行う法人が認定を行うための認定基準等を定め、適切に訓練・認定が行われた補助犬について、使用者に対し、基準を満たす補助犬である旨の表示等を義務づけるとともに、不特定多数の者が利用する施設等において、補助犬の同伴を拒んではない旨、規定しています。

一方、海外から短期間来日される補助犬使用者及び補助犬は、同法の規定による認定が行われておらず、適切な表示がされていないため、補助犬を伴って施設等を円滑に利用できない恐れがあります。また、補助犬の認定を行う法人が期間限定で認定する独自の取組みが行われていますが、統一的な指針がありませんでした。

そこで、今般、日本における身体障害者補助犬法による補助犬の信用を確保しつつ、海外から短期間来日される補助犬使用者が国内の施設等を円滑に利用できるよう、補助犬の認定を行う法人に対して、別添1のとおり「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」を発出しました。これにより、海外から来日される補助犬使用者には、日本の補助犬使用者に交付される認定証に準じた「期間限定証明書」が交付され、国内の移動の際は日本の補助犬と同様、「表示」をしていただくこととなります。

つきましては、「期間限定証明書」や「表示」のある海外から来られた補助犬使用者について、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、身体障害者補助犬法に定める施設等の利用の円滑化を図っていただくとともに、管内市町村をはじめ、関係機関及び関係団体等に対し、別添2により、その周知徹底を図られるよう特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本件は、警察庁交通局交通企画課、農林水産省動物検疫所と協議済みであることを申し添えます。

#### 【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
自立支援振興室

福祉用具専門官 秋山（内線 3089）

社会参加支援係 松橋（内線 3071）

TEL：03-5253-1111

直通：03-3595-2097